

内部統制に関する基本方針

- 1 会社の役員及び職員の職務執行が法令、定款及び会社諸規程に適合することの確保について**

会社は、役員及び職員に対して、法令、定款及び会社諸規程などを遵守させるものとする。また、コンプライアンス委員会を設置するとともに内部通報制度を定め、不正行為の是正や未然防止に努めるものとする。
- 2 職務の執行に関する情報の保存及び管理について**

会社は、文書管理規程などに基づき、職務執行に関する文書及び電磁的媒体の適切な保存及び管理を行う。また、情報公開実施規程に基づき、積極的な情報公開や情報提供の拡充に努めるとともに、プライバシーマークの適切な運用を図り個人情報の保護に努める。
- 3 損失の危険及び危機管理について**

会社は、会社における損失の危険及び危機の管理に関する基本方針を定め、会社が抱えるリスクについて態様ごとに分類し、リスク管理要綱などに基づきリスクに対応する体制を定める。
- 4 職務の効率的な執行の確保について**

会社は、組織規程などに基づき各部門の業務及びその権限を明確にするとともに、定期的に各部門の目標達成状況を把握しながら業務執行体制の効率化に向けた改善を行う。さらに、内部監査により、業務及び会計の執行が法令などを遵守して適正に行われているかどうかについて、効率性、経済性及び有効性の観点から検証し、改善支援を行う。
- 5 法令等に基づく財務諸表の作成及び財産の適正な管理について**

会社は、財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い会計規程を整備し、これに基づき会計処理を行う。また、外部監査人の指導を受け、財務に関する調査を行う。
- 6 会社の役員及び職員が監事に報告するための体制並びに実効的な監査の実施について**

会社は、監事に対し理事会及び重要な会議への出席の機会を提供し、重要な影響を及ぼす恐れのある事項やコンプライアンス上重要な事項などについて、速やかに監事に報告を行う体制を整備する。さらに、会社は、監事が外部監査人、理事又は各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。